

# 医療法人等の経費の明細書(第2号様式)記載の手引

## I 計算書の用途等

この計算書は、法人事業税所得割における医療法人等の課税標準額(区分困難な経費)を算定するときに記載し、申告書に添付してください。

原則として<sup>(※)</sup> 第1号様式「総収入金額計(6)」から「総所得金額(1)」を除した金額が、第2号様式「医療法人等の経費の明細書」における「総額(税務調整後)」の合計額と一致します。

<sup>(※)</sup>第6号様式別表5において、地方税独自の税務調整が生じている場合を除きます。

## 2 各欄の記載の仕方と記載例



## 医療法人等の経費の明細書

(単位:円)

事業 年度	○年○月○日から △年△月△日まで	法人名	医療法人 ○○会	
科 目	総額 (税務調整後)	区分明瞭な経費		備 考
		社会保険分	その他の分	
医薬品仕入高	3,402,000			3,402,000
役員報酬	13,200,000			13,200,000
給与手当	41,628,000			41,628,000
賞与	8,900,000			8,900,000
退職金	6,314,000			6,314,000
旅費交通費	3,200,000			3,200,000
通信費	804,000			804,000
消耗品費	1,020,000			1,020,000
水道光熱費	5,603,000			5,603,000
修繕費	1,407,000			1,407,000
地代家賃	9,208,000			9,208,000
支払保険料	602,000			602,000
交際費	3,600,000			3,600,000 税務調整 △400,000
諸会費	255,000			255,000
租税公課	860,000	423,000	437,000	税務調整 △15,200
減価償却費	1,340,000			1,340,000
寄附金	85,000			85,000 税務調整 △100,000
管理諸費	309,000			309,000
雑費	424,000			424,000
支払利息	88,000			88,000
固定資産除却損	5,100,000	4,600,000	500,000	
貸倒引当金繰入	40,000			40,000
給食費	400,000	200,000	200,000	相殺 △100,000
合 计	107,789,000	0	5,223,000	102,566,000

## 医療法人等の経費等の明細書の記載要領

この明細書は、次のように記載してください。

- 1 科目別に損益計算書の金額（税務調整がある場合は調整後の金額）を記載してください。
- 2 区分明瞭な経費は「社会保険分」と「その他分」に分けて記載します。この場合、「社会保険分」とは、社会保険等の診療報酬を得るために支出した経費をいいます。「その他分」とは、例えば事業税（事業税の還付金は当該年度の事業税と相殺する。）、有価証券の売却損、固定資産の譲渡、廃棄、滅失に係る損失、商品の販売収入に係る売上原価、患者外給食材料費等をいいます。
- 3 「区分困難な共通経費」には、上記2以外のすべての経費について記載してください。このうち、医薬品費、診療材料費等たな卸資産については、次の算式で計算した金額を記載してください。ただし、重要性の乏しいもので、その買入時または払出時に費用として処理しているものについては、その金額を記載します。

(期首たな卸高 + 当期仕入高 - 期末たな卸高)